

羽衣国際大学競争的資金に係る間接経費の取扱規程

規程番号 793-05
令和4年12月6日 制定・施行

目 次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (使途)
- 第4条 (研究者の転出に伴う取扱い)
- 第5条 (実績報告)
- 第6条 (執行及び管理)
- 第7条 (事務)
- 第8条 (改廃)

(目的)

第1条 この規程は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「共通指針」という。）に基づき、羽衣国際大学（以下「本学」という。）における競争的資金に係る間接経費の使用方針及び取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 第2条 この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 競争的資金

資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する科学研究費助成事業のほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人などから研究等を実施するために、研究等に必要なものに対し、本学又は本学の研究者へ配分する経費をいう。

(2) 直接経費

競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費をいう。

(3) 間接経費

直接経費に対して指針で定める割合の額で手当てされ、競争的資金による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

(4) 最高管理責任者

本学における競争的資金を管理する最高責任者であり、学長をもって充てる。

(5) 統括管理責任者

(使途)

第3条 第3条 間接経費は、次の各号の事業等に充てるものとし、具体的な使途は別表のとおりとする。

- (1) 本学の研究開発環境の改善及び研究機能の向上に係る事業
- (2) 競争的資金による研究実施に伴い、必要となる管理等経費

(研究者の転出に伴う取扱い)

第4条 競争的資金を獲得した研究者の転出に伴う、転出先への移管は間接経費に未使用額がある場合に限り行うことがある。ただし、当該競争的資金拠出元の機関による特別な定めがある場合は、その定めに準ずる。

(実績報告)

第5条 最高管理責任者は、当該競争的資金拠出元の機関に対し、毎年度の間接経費使用実績等を共通指針に定められた期限及び様式で報告する。

(執行及び管理)

第6条 間接経費の執行及び管理については、次の各号のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者のもとで計画的、かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保するものとする。
- (2) 統括管理責任者の管理責任のもとで関連部署と協議し、学術情報・地域連携課が使用計画案を作成し、学術情報・地域連携課長は、学術情報委員会及び企画運営本部会議の議を経て、最高管理責任者へ使用計画を文書で報告する。
- (3) 執行は、使用計画に基づき適正に行う。
- (4) 使用計画については、年度の途中で計画の変更を提出することができる。
- (5) 使用計画については、競争的資金の採択者である研究者に通知しなければならない。

(事務)

第7条 第7条 この規程に関する事務は、学術情報・地域連携課が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、企画運営本部会議の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年12月6日から施行する。

区 分	内 容
管理部門に係る経費（設備の整備、維持及び運営経費、事務の必要経費等）	備品購入費、消耗品費、機器借料、人件費、通信運搬費、謝金、旅費、会議費、印刷費など
研究部門に係る経費（共通的に使用される物品等に係る経費等）	備品購入費、消耗品費、機器借料、通信運搬費、謝金、旅費、会議費、印刷費、新聞雑誌費、光熱水費など
図書館資料の整備に係る経費	図書費、新聞雑誌費など
研究成果報告事業に係る経費	消耗品費、通信運搬費、謝金、旅費、会議費、印刷費、新聞雑誌費、広告費など